

分別収集計画 (第9期)

玄海町

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした循環地域社会づくり
- ・ 町民、事業者及び行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・ 適切な分別収集体制の構築及び分別収集の質的向上、効率化の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、段ボールを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	240 t	237 t	234 t	231 t	229 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対してごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定やスーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、玄海町が有する収集器材、処理を委託する唐津市が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主として ガラス製の 容器	びん類
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

※主として紙製の容器包装であって上記以外のもの、いわゆる「その他の紙製容器包装」については、雑誌類（段ボール、新聞以外）と混合収集し、資源化を行う。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	令和 2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	28.1t		27.8t		27.5t		27.1t		26.8t	
主としてアルミ製の容器	3.2t		3.2t		3.1t		3.1t		3.1t	
無色のガラス製容器	(合計) 4.2t		(合計) 4.2t		(合計) 4.1t		(合計) 4.1t		(合計) 4.0t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	4.2t	0t	4.2t	0t	4.1t	0t	4.1t	0t	4.0t	0t
茶色のガラス製容器	(合計) 12.6t		(合計) 12.5t		(合計) 12.3t		(合計) 12.1t		(合計) 12.0t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	10.9t	1.7t	10.8t	1.7t	10.6t	1.7t	10.5t	1.6t	10.4t	1.6t
その他のガラス製容器	(合計) 4.6t		(合計) 4.6t		(合計) 4.5t		(合計) 4.5t		(合計) 4.4t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	4.6t	0t	4.6t	0t	4.5t	0t	4.5t	0t	4.4t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	t		t		t		t		t	
主として段ボール製の容器	39.5t		39.0t		38.6t		38.1t		37.7t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 11.6t		(合計) 11.5t		(合計) 11.4t		(合計) 11.2t		(合計) 11.1t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	11.6t	0t	11.5t	0t	11.4t	0t	11.2t	0t	11.1t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(うち白色トレイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

※混合収集分……その他の紙製容器包装

主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 5.3t		(合計) 5.3t		(合計) 5.2t		(合計) 5.1t		(合計) 5.0t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	t	5.3t	t	5.3t	t	5.2t	t	5.1t	t	5.0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は玄海町一般廃棄物処理基本計画 P16 表 6-1-8 ごみ排出量の推計結果（現状対策時）により算出した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
5,724人 (対前年度比)	5,659人 (対前年度比)	5,594人 (対前年度比)	5,529人 (対前年度比)	5,464人 (対前年度比)
98.99%	98.86%	98.85%	98.83%	98.82%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	町による定期収集	唐津市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	町による定期収集	唐津市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	段ボール	段ボール	民間業者、地域回収団体による収集	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期収集	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

缶（スチール、アルミ）・びん（無色、茶色、その他）については、唐津市清掃センターで選別、圧縮・保管し、ペットボトルについては民間業者で選別、圧縮・保管を行う。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排 出	集積場所	共通集積場所
		専用集積場所
収集・運搬	収集車両	共通車両
		専用車両
選別・保管	唐津市清掃センター	選別、圧縮 金属圧縮機（48 t /日）（1日5時間稼働）

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	缶 類	ポリ袋	平ボディー車	唐津市清掃センター (圧縮、保管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	ポリ袋	平ボディー車	唐津市清掃センター (保管施設)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル	エコバッグ	パッカー車	民間業者

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

ごみ減量化対策に対する補助

再資源化へ向けての啓発を推進するとともに廃棄物の減量化を促進することを目的に資源物を自主的に回収する地域団体に対し、奨励金を交付する。